

熊本地震の復興に関する意見書（案）

熊本地震の発災から1年4カ月が経ちました。未だ1万世帯以上が仮設住宅・みなし仮設等に入居しています。今後、本格的な住まいの再建をどのようにすすめていくのか、生活・生業の再建をどうすすめていくのか、震災復興は正念場を迎えています。

罹災証明の発行や各種支援メニューは、1年をめどに打ち切られ、復興支援を終息へと向かわせる動きもあります。しかし、仮設・みなし仮設等に入居する1000を超える世帯が復興住宅を希望しながら市の整備計画が追い付いていない問題、罹災証明発行やその調査が続いているにもかかわらず、各種支援メニューの申請が打ち切られている問題などは、すべての被災者が震災からの真の復興をすすめていく上での大きな課題となっています。また、多額の費用を必要とする液状化や擁壁の崩落などの地盤被害の問題も、その復興は長期にわたると考えられます。

これらの課題を速やかに解決し、すべての被災者の真の復興をすすめていくためにも、その財源確保が重要となってきます。

国としても、想定外の大きな被害をもたらした熊本地震からの復興のために、以下の点につき特段の配慮をしていただくよう強く要望します。

- 1、復興住宅建設、地盤被害の復旧など、多額の費用を必要とする支援を速やかに実施していくためにも、財政的な支援をさらに拡充すること
- 2、種々の理由から罹災証明の発行やその調査も継続しており、災害救助法に基づく各種支援制度は引き続き継続すること
- 3、住まいの再建ができるよう生活再建支援金の額を引き上げるとともに、半壊世帯へも支援金を支給できるよう拡充すること
- 4、一部損壊世帯への支援を拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2017年9月 日

熊本市議会